

令和6年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費  
(地域理解促進事業、技術開発事業)」補助金公募要領

令和6年1月10日  
経済産業省 資源エネルギー庁  
原子力立地政策室／原子力広報室

経済産業省では、令和6年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業（地域理解促進事業、技術開発事業）」を実施する自治体（以下「当該補助事業者」という。）を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

なお、本公募は令和6年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために、予算成立前に募集するものです。令和6年度予算成立以前は、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とすることとします。

**補助金を応募する際の注意点**

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下URLにて公表されています。  
[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未

満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)。

掲載アドレス：[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

## 1. 事業の目的・概要

この補助金は、原子力発電施設が立地する自治体等が実施する、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を支援することにより、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とします。

## 2. 事業スキーム

### (1) 地域理解促進事業

経済産業局

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：定額（10／10）

補助事業者

### (2) 技術開発事業 ※必ずしも間接補助事業とする必要はない

経済産業局

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：定額（10／10）

補助事業者

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：定額（10／10）

間接補助事業者

(注) 補助事業者採択にあたっての外部審査会は経済産業省で実施。

## 3. 事業内容

以下、(1)・(2)の事業に要する経費について補助します。

### (1) 地域理解促進事業：再生可能エネルギーを活用した地域振興等の取組を通じてエネルギー構造の高度化等に係る地域における理解の促進を図る事業

- ①エネルギー構造高度化等に向けたビジョン策定事業
- ②エネルギー構造高度化等に向けた地域の理解を促進するための説明会、勉強会、研究会、見学会、イベント等の実施事業
- ③再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業
- ④再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業

### (2) 技術開発事業：再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発を通じてエネルギー構造の高度化等を図る事業

※ 上記(1)(2)は、一定の要件を充足する場合、民間連携事業（行政のみならず、民間企業との連携により、民間投資や民間施設を活用した事業）としての申請が可能です。「6. 補助金交付の要件（6）民間連携事業」及び「7. 応募手続き（2）応募書類」参照。

※ 上記(1)(2)は、地域共生プラットフォーム（注）が主体となって行う事業を含みます。

（注）地域共生プラットフォーム：地方自治体、地域住民、地域の医療機関、電力事業者等の様々な主体が参加して、発電所などのエネルギー関連施設やエネルギー政策等に関する対話・理解促進等のための活動を行う等、エネルギー施設等と地域が共生するための取組を行う場・

主体。

#### 4. 事業実施期間

交付決定日～令和7年3月31日（月）

#### 5. 応募資格

次の①から③のいずれかの条件を満たす自治体とします。

- ① 原子力発電施設がその区域内に立地する道県
- ② 原子力発電施設がその区域内に立地する市町村
- ③ 原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体
  - ・複数の道府県および市町村による申請も認めますが、その場合は代表機関が申請書類一式を提出してください。（ただし、代表機関が業務の全てを他の機関に再委託することはできません。）
  - ・「原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体」については、様式1の応募申請書の所定の項目に、当該影響を受ける客観的な根拠及びその影響度合い等を明記していただきます。（③に該当すると考えられる例：原子力発電施設から概ね半径30kmの区域を含む市町村、及び当該市町村が属する都道府県など）
  - ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所が廃止されたことにより①②に該当しなくなった県・市町村については、①②に該当するものとみなします。

#### 6. 補助金交付の要件

##### （1）補助率・補助額

定額補助（10／10）とし、1事業あたりの上限額は「10. 補助対象経費の計上（1）補助対象経費の区分」に記載のとおりとします。最終的な実施内容、採択額については、第三者の有識者による審査等を踏まえ、調整した上で決定します。

##### （2）補助要件

- ・エネルギー構造高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を補助対象とします。
- ・事業実施地域は、エネルギー構造高度化等に向けた理解を促進する必要のある地域のほか、対象とすることでエネルギー構造高度化等の理解の促進に資すると見込まれる地域とします。なお、「原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体」として応募申請した都道府県が、「再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業」を行う場合、その事業実施地域は、原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける市町村の区域内とします。

(注) 「原子力発電施設がその区域内に立地する道県」として応募申請した道県においても、「再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業」を行う場合、その事業実施地域は、原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける市町村の区域内とすることが望ましい。

- ・「10. 補助対象経費の計上（1）補助対象経費の区分」に記載の「再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業」については、当該年度における通算の補助上限額を次のとおり設定します。また、原則として、設置する設備等を活用した事業の中長期的に自立可能な収支見通しの検討が実施されていることを前提とします。

①原子力発電施設がその区域内に立地する道県	5 億円／年度
②原子力発電施設がその区域内に立地する市町村	5 億円／年度
③原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体	2 億円／年度

※ 行政のみならず、民間企業等との連携により、民間投資や民間施設を活用した事業（民間連携事業）を行う場合については上記の限りではありません。（補助対象経費の 25 %以上の削減等の要件を満たすことが必須。7. 応募手続き（2）応募書類参照）

- 事業完了した日から 3 ヶ月以内に、様式 5 により事業評価報告をしていただきます。事業評価報告の内容については、補助事業の実施に伴い締結された売買、貸借、請負その他の契約に関する記載含め、資源エネルギー庁のホームページなどで公表されるほか、各自治体等のホームページ上への掲載をお願いいたします。

#### (3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

#### (4) 支払額の確定方法

事業終了後、当該補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

#### (5) 実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み 100 万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、業務の範囲、及び本事業における委託・外注费率を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。

「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」に係る事業者の掲載は不要です。

第三者の委託先からさらに委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み 100 万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。

#### 【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額（実績報告書の場合は実績額）、契約内容（業務の範囲）、及び本事業における委託・外注费率がわかる資料であれば様式は問

いません。

#### 本事業における委託・外注費率

委託・外注費（注）の契約金額（申請時は見込み、実績報告書時は実績）の総額÷業務管理費における補助金申請額（補助金充当額（実績額））の総額×100により算出した率

(注)「委託・外注費」：補助事業事務処理マニュアル上の「I. 経理処理のてびき」<主な対象経費項目及びその定義>に記載の経費項目である「II 事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、III 委託・外注費」に計上される総額経費

※「II 事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

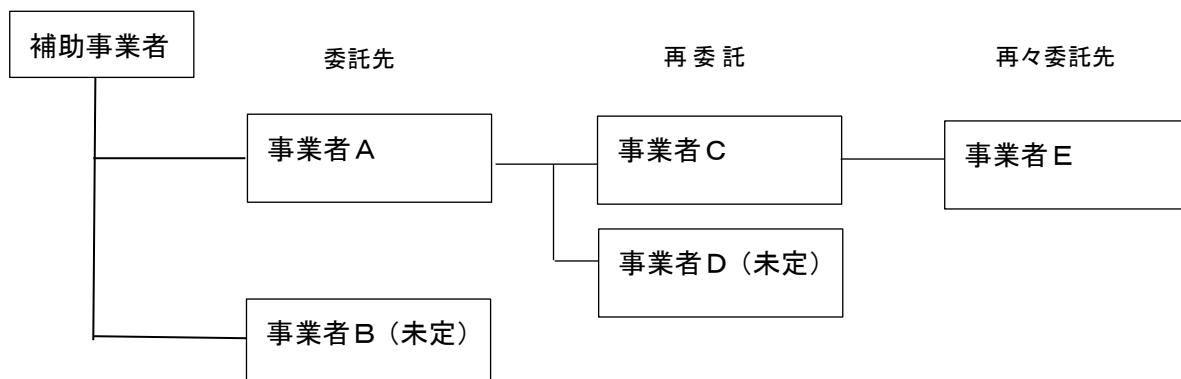
(注) 委託・外注費の契約金額は、補助金申請額（見込み）又は補助金充当額（実績額）における金額を合わせること。（税込み100万円未満の取引も算入する。）

%

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者D未定	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者E	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃

実施体制図



なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

#### (6) 民間連携事業

類型1又は類型2のいずれかに該当する場合、民間連携事業（行政のみならず、民間企業との連携により、民間投資や民間施設を活用した事業）としての申請が可能です。

##### ○類型1

- ・民間企業等との連携により行政単独で実施するよりも補助対象経費が25%以上削減されること
- ・連携する民間企業等との連携内容を定めた協力協定又はその予定書を交わしていること
- ・連携する民間企業等に対して自治体による財政的支援があること
- ・自治体の総合計画などに当該事業が位置付けられていること

##### ○類型2

- ・事業実施地域に所在する自治体が、連携する民間企業等の発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を有すること
- ・連携する民間企業等が事業実施地域に所在する自治体が定める条例等に位置づけられていること
- ・連携する民間企業等が事業実施地域に所在する自治体の有する電源の管理・運営及び公共施設への電力供給を行うこと又は行う予定であること
- ・自治体の総合計画などに当該事業が位置付けられていること

#### (7) その他

- ・3(1)①「エネルギー構造高度化等に向けたビジョン策定事業」について、策定過程で以下を実施して下さい。

①事前に骨子案を経済産業局に協議すること。

②首長や有識者が出席する場でビジョンの内容を検討すること。

- ・本公募要領のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）及び「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金交付要綱」（平成28年7月1日20160624財資第1号）の規定を遵守していただくことになります。
- ・国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（本補助金以外の補助金や委託費等）との併願・併用（本補助金に係る交付申請書の提出以後を含む。）は認められません。なお、他の制度との併願・併用について疑問点がある場合には、事前に管轄の各経済産業局の担当課にご相談ください。

### 7. 応募手続き

#### (1) 募集期間

募集開始日：令和6年1月10日（水）

募集締切日：令和6年2月13日（火） 12:00必着

#### (2) 申請手続き

- ① 補助金申請システム（以下「J グランツ」という。）において、申請をお願いいたします。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

(参考) 法人共通認証基盤（G ビズ ID） <https://gbiz-id.go.jp/top/>

J グランツを利用する際には、事業者が 1 つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムである「G ビズ ID」を取得する必要があります。共通のアカウントを利用することにより、社名や住所等の法人（中小事業者等も含む）の基本情報については、何度も入力する必要がなくなります。G ビズ ID の取得には、2~3 週間程度の審査期間が必要となりますので、早めの G ビズ ID の取得をお願いします。

② 個人（G ビズ ID を取得できない団体等を含む。以下同じ。）等で J グランツを利用できない者が補助対象者である場合など特段の事情があり、J グランツによる手続が実施できない場合は、電子メール又は郵送・宅配便等による申請書等の提出を受け付けます。その場合の応募書類に関しては、以下を参照ください。

ア. 各経済産業局が指定するメールアドレスに、以下の書類の電子媒体（各 PDF。様式 1 ~ 3（別添 1 実施体制図含む）は Microsoft Word または Power Point ファイルも添付）をメールで送付してください。なお、メール送付にあたっては、一度に 10 MB を超えない容量での送信を御願いします。必要に応じて、送付資料が分かるように分割してお送りください。また、可能な限り、メール送付いただいた旨をお電話などで各経済産業局へご連絡いただけたと幸いです。

なお、郵送・宅配便等による提出の際も同様に各経済産業局が指定するメールアドレスに、書類の電子媒体をメールで送付してください。

- ・申請書（様式 1）
- ・提案書（様式 2） ※別添 1 「実施体制図」、及び支出の積算根拠資料を含む
- ・概要資料（様式 3） ※別途様式を資源エネルギー庁のホームページにて指示します（1 ページにまとめて作成してください）
- ・3. 事業内容（1）地域理解促進事業④設備等の設置を活用した事業は、F/S 調査報告書
- ・民間連携事業の申請時には、類型に応じてそれぞれ以下の書類を添付してください。

#### ○類型 1

- ①民間企業等との連携により、行政単独で実施するよりも補助対象経費が 25 %以上削減されることが確認できる書類（見積もり等）
- ②連携する民間企業等との連携内容を定めた協力協定書（締結前の場合は予定書でも可）
- ③連携する民間企業等に対する自治体による財政的支援の説明書類
- ④当該事業が位置付けられている自治体の総合計画などの計画の写し
- ⑤連携する民間企業等の会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット

#### ○類型 2

- ①連携する民間企業等との資本関係がわかる資料
- ②連携する民間企業等が位置づけられている条例等の文書
- ③連携する民間企業等が行う電源管理・電力供給に係る説明書類
- ④当該事業が位置付けられている自治体の総合計画などの計画の写し
- ⑤連携する民間企業等の会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット

イ. 提出された応募書類等の情報は本事業の採択に関する審査及び本事業の効果検証・運用見直しの検討等に活用致します。

なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開

に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

また、国の予算の支出先、使途の透明化等のため、補助金の交付決定等に関する情報についてホームページ等に掲載すると共に、採択された事業の内容について、国が開催する会議等で紹介させていただくことがあります。

ウ. 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

エ. 提案書に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

オ. 電子メールアドレスを特定するために、申請を実施する者の所属、役職、氏名、電子メールアドレス、電話番号等の情報（以下「申請者情報」という。）を、電話、Web会議又は口頭等により確認させていただくことがあります。

### (3) 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

＜Jグランツの場合＞

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

＜電子メール又は郵送・宅配便の場合＞

「12. 問い合わせ先」記載の管轄する経済産業局に提出してください。

※Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、公募要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。期限に余裕をもって送付してください。

## 8. 審査・採択について

### (1) 審査方法

採択にあたっては、経済産業局及び資源エネルギー庁による書面審査のほか、第三者の有識者による審査（非公開）を行い決定します。なお、必要に応じて提案に関するヒアリングを行う場合があります。

### (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

#### ■地域理解促進事業

①「5. 応募資格」を満たしているか。

②交付対象事業との適合性

・提案内容が「3. 事業内容」「6. 補助金交付の要件」に合致しているか。

③補助目的との適合性

・提案内容が「1. 事業の目的・概要」に合致しているか。各地域におけるエネルギー構造高度化

等の方針に整合的な内容となっており、地域産業振興等を通じたものとなっているか。

④事業の実施方法、実施スケジュールの妥当性

⑤収支見通しの検討

- ・中長期的な収支見通しの検討が実施されているか。

※『10. 補助対象経費の計上（1）補助対象経費の区分』に記載の『再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業』のみ。

⑥達成目標及び実施手法等の妥当性

1：事業の実施方法等

- ・事業実施地域が適切かつ効果的であるか。
- ・複数の自治体が連携して取り組む事業に基づき行うものであるか。例えば、地域の将来像やその実現に向けた取組として立地自治体等が描く枠組み等の下で決定されたものであり、それにに基づき取り組む事業であるか。
- ・単純な過去事業の踏襲ではなく、本事業の成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。

2：実施体制

- ・本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

3：予算計画

- ・コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

※特に民間連携事業については、民間企業との連携による効率化等により補助対象経費等の削減効果が十分に見込まれるか。

4：達成目標

- ・定量的な成果目標、成果指標が設定されているか。その目標は妥当か。

## ■技術開発事業

①「5. 応募資格」を満たしているか。

②交付対象事業との適合性

- ・提案内容が「3. 事業内容」「6. 補助金交付の要件」に合致しているか。

③補助目的との適合性

- ・事業実施地域が適切かつ効果的であるか。
- ・複数の自治体が連携して取り組む事業に基づき行うものであるか。例えば、地域の将来像やその実現に向けた取組として立地自治体等が描く枠組み等の下で決定されたものであり、それにに基づき取り組む事業であるか。
- ・新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業の創出に資する技術の開発であるか。（新規性・先進性）
- ・その技術によって、地域のエネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業振興等に資するものであるか。（有益性）

※継続事業の場合

最終目標の達成に向け、過去の成果を十分に踏まえた計画が立てられており、継続して事業を実施することが妥当であると認められるか。（継続性）

#### ④達成目標及び手段の妥当性

##### 1. 達成目標、実施計画

- ・技術開発の達成目標が具体的かつ明確に設定されているか。（達成目標の明示）
- ・目標達成度の測定方法（実証実験等）の妥当性

##### 2. 実施体制

- ・十分な研究設備、研究人材の確保、研究管理能力があるか。
- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分（以下）について、委託・外注を行っていないか。

##### 【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・委託・外注先の業務執行管理（委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認）
- ・間接補助事業とする場合は、その内容の決定（交付規程の作成、審査基準の策定、実施手段・方法、採択のための審査委員会の選定、委嘱、交付対象者、スケジュール、実施体制）
- ・業務管理費に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%を超えていないか。超えている場合は、相当な理由があるか（「委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

##### 3. 予算計画

- ・達成目標と比較して、費用対効果が適切であるか。

#### ⑤研究成果の波及性

- ・開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があるか。または開発される技術が、幅広く普及・拡大する可能性があるか。
- ・成果の活用・展開に向けた戦略的な取組が行われているか。または、その計画が具体的に立てられているか。

#### ⑥補助対象経費の内容・額の適正性

- ・補助対象経費の内容及び額が適正であるか。

#### (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。予算の上限等により、採択額は申請額と異なる場合もございます。

### 9. 交付決定について

採択された申請者が、各経済産業局に補助金交付申請書を提出し、それに対して各経済産業局が交付決定通知書を申請者に送付（標準処理期間：30日）し、その後、事業開始となります。なお、（申請額から減額採択となった場合も含め）原則として提案書記載の実施内容を全て実施頂く必要がありますが、採択決定後から交付決定までの間に、事業内容（委託・外注を含む）・構成（履行体制）、事業規模、金額（委託・外注費を含む）などを各経済産業局でも確認の上、見直しを指示する可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、当該補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

### 10. 補助対象経費の計上

#### (1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要で、本事業の対象として明確に区分できる経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には次のとおりです。

<地域理解促進事業>

補助事業			備考	上限額／下限額
事業名	補助対象 経費の区分	内容		
エネルギー構造高度化等に向けたビジョン策定事業	事業費	現地調査費、講師謝金、旅費、会場借料、会議費、印刷費、広報費、外注費、諸経費、その他事業を行うために必要と認められるもの		上限:1 億円 下限:100 万円
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への委託に要する経費(委任契約)		
	一般事務費	事業の実施に必要な一般事務費(旅費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費)		
エネルギー構造高度化等に向けた地域の理解を促進するための説明会、勉強会、研究会、見学会、イベント等の実施事業	事業費	現地調査費、講師謝金、旅費、会場借料、会議費、印刷費、広報費、外注費、諸経費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの		上限:5,000 万円 下限:100 万円
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適當でないものについて、他の事業者への委託に要する経費(委任契約)		
	一般事務費	事業の実施に必要な一般事務費(旅費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費)		

補助事業			備考	上限額／下限額
事業名	補助対象 経費の区分	内容		
再生可能エネルギー※1などエネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業	事業費	現地調査費、設計費、設備費、工事費、講師謝金、旅費、会議費、印刷費、F／S調査費、外注費、諸経費その他事業を行うために特に必要と認められるもの	調査・研究には実証試験を含む。	上限:2億円 下限:100万円 ※民間連携事業(実証試験のみ)については、民間との連携による補助対象経費の削減率が、25%以上の削減は2億円、33%以上の削減は3億円、40%以上の削減は4億円を別枠で上限とする。
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への委託に要する経費(委任契約)		
	一般事務費	事業の実施に必要な一般事務費(旅費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費)		

補助事業			備考	上限額／下限額
事業名	補助対象 経費の区分	内容		
再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	再生可能エネルギー※1など	事業費	設計費	基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業に係る経費、事業の実施に必要な機械装置等の設計費等
			設備費	<p>事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費</p> <p>①機械装置、電気制御装置、配管類及びこれらに附帯する設備の購入、製造(改造を含む)、輸送、保管に要する費用。</p> <p>②利用状況報告のために要する運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための専用機器(データ取得専用に使用するものに限る)。</p> <p>③国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。</p> <p>④増設又はリプレースについては、新設の場合と同様補助対象とする。</p> <p>⑤補助対象外の例 土地の取得及び賃借料(リース代)、建屋、蓄熱層(砂利、碎砂、碎石等)、ガスボイラ等の補助熱源、中古品の導入、予備品</p>
			工事費	事業の実施に必要な工事に要する経費

再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	再生可能エネルギー※1など		工事費	<p>①機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。</p> <p>②補助対象外の例 建屋工事、既設構築物等の撤去費、植栽および外構工事費、土地造成・整地・地盤改良工事に準じる基礎工事、フェンス工事</p> <p>(※ただし、法令で定められている必要不可欠な工事または事業の実施に当たって一体不可分と見なされる工事はその限りでない。)</p>	
			外注費、諸経費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの		
		委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への委託に要する経費(委任契約)		
		一般事務費	事業の実施に必要な一般事務費(旅費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費)		

補助事業			備考	上限額／下限額
事業名	補助対象 経費の区分	内容		
再生可能エネ ルギーなどエ ネルギー構造 高度化等のた めの設備等の 設置を活用し た地域振興事 業	水素関係設 備 <sup>※2</sup>	事業費	<p>設計費</p> <p>補助事業の実施に必要な設計に要する経費</p> <p>(1) 設計費(土質調査・測量を含む)</p> <p>(2) 官公庁申請費</p>	<p>(立地自治体)</p> <p>上限:5 億円</p> <p>下限:100 万円</p> <p>※民間連携事業についてでは、民間との連携による補助対象経費の削減率が、25%以上の削減は5 億円、33%以上の削減は7.5 億円、40%以上の削減は10 億円を別枠で上限とする。</p>
			<p>設備機器費(水素関係設備一式)</p> <p>補助事業の実施に必要な設備に要する経費※交付要綱上の「設備費」に相当</p> <p>(1) 受電設備</p> <p>(2) 原料ガス設備</p> <p>(3) 水素製造装置</p> <p>(4) 液化水素貯槽、気化器</p> <p>(5) 水素輸送用設備・接続装置</p> <p>(6) 圧縮機</p> <p>(7) 蓄圧器</p> <p>(8) ディスペンサー</p> <p>(9) プレクーラー</p> <p>(10) 冷却水装置</p> <p>(11) 計装空気設備・窒素設備</p> <p>(12) 散水設備・貯水槽</p> <p>(13) 制御装置・監視装置・検知警報設備</p> <p>(14) その他(その他水素を燃料として当該自動車に供給するために必要な設備等)</p> <p>(15) 補助対象外の例 土地の取得及び賃借料(リース代)、建屋、蓄熱層(砂利、碎砂、碎石等)、ガスボイラ等の補助熱源、中古品の導入、予備品</p>	<p>(立地自治体以外)</p> <p>上限:2 億円</p> <p>下限:100 万円</p> <p>※民間連携事業については、民間との連携による補助対象経費の削減率が、25%以上の削減は2 億円、33%以上の削減は3 億円、40%以上の削減は4 億円を別枠で上限とする。</p>

再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	水素関係設備※2	事業費	設備工事費	<p>補助事業の実施に必要な工事に要する経費※交付要綱上の「工事費」に相当</p> <p>(1) 基礎工事費  (2) 撤去工事費  (3) 現地配管工事費  (4) 据付工事費  (5) 試運転調整費  (6) 舗装工事費  (7) 給排水設備工事費  (8) 照明設備工事費  (9) 電気工事費  (10)補助対象外の例  建屋工事、既設構築物等の撤去費、植栽および外構工事費、土地造成・整地・地盤改良工事に準じる基礎工事、フェンス工事  (※ただし、法令で定められている必要不可欠な工事または事業の実施に当たって一体不可分と見なされる工事はその限りでない。)</p>	
			工事負担金	<p>※交付要綱上の「その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費」に相当</p> <p>補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費については以下のとおり。</p> <p>(1) 本支管工事負担金  敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金  (申請者がガス事業者の場合は対象外)  (2) 給水配管・排水配管工事負担金  (3) 電気の供給設備に関する</p>	

再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	水素関係設備 <sup>※2</sup>		る工事費負担金	
		水素関係設備整備に附帯する経費・管理費	補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費 ※交付要綱上の「設備費」に相当 (1) 共通仮設費 (2) 現場管理費 (3) 諸経費	
		委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への委託に要する経費(委任契約)	
	一般事務費	事業の実施に必要な一般事務費(旅費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費)		

<技術開発事業>

補助事業			備考	上限額／下限額
事業名	補助対象 経費の区分	内容		
再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発※3	事業費	再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発に要する経費(人件費、設備費、旅費、外注費、委託費、通信運搬費、図書・消耗品費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、印刷製本費、補助員人件費、その他間接補助事業を実施するために特に必要な経費)		上限:1 億円 下限:100 万円
	業務管理費	旅費、会議費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費		

【※1】本事業における再生可能エネルギーの定義は以下のとおり。

### 1. 再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池

#### (1) 太陽電池・・・出力 10 kW以上

(太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値の低い方で、kW 単位の小数点以下を切捨てとする。)

#### (2) 風力発電・・・発電出力 10 kW以上 (単機出力 1 kW以上)

#### (3) バイオマス発電 (バイオマスコーチェネレーション (熱電併給) を含む)

・バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの (原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)

##### ①バイオマス依存率 60%以上

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス (燃料) の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A : バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1,2,3... の総和

B : バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)

C : 非バイオマス利用量 (kg/h)

D : 非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)、複数種の場合は m=1,2,3... の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合はバイオマス依存率を 100% とする。

##### ②発電出力 10 kW以上

※離島地域 (離島振興法で規定する地域) 及びへき地 (過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域) は、②の要件なし。

※副燃料として化石燃料 (石油、石炭等) を常時使用することを前提とするものは対象としない。

常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に 対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。

#### (4) 水力発電

発電出力 10 kW以上 1,000 kW以下 (単機出力 1 kW以上)

$$\text{発電出力} = \text{水の流量} \times \text{有効落差} \times 9.8 \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率}$$

(kW) (m³/s) (m) (重力加速度)

(5) 地熱発電

特になし

(6) (1) ~ (5) の組み合わせ

再生可能エネルギー発電設備の出力合計 10 kW以上

※但し、太陽光発電は太陽電池出力 1 kW以上であること

(7) 蓄電池

(1) ~ (6) の再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る

蓄電池の出力容量、蓄電容量は、導入する再生可能エネルギー発電設備の出力に比して適正な規模とすること。

## 2. 再生可能エネルギー熱利用設備

(1) 太陽熱利用

集熱器総面積 10 m<sup>2</sup> 以上

※太陽集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。

※集熱器総面積は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、m<sup>2</sup>単位の小数点以下切捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。

(2) 温度差エネルギー利用 (海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの)

熱供給能力 0.10 GJ/h (24 Mcal/h) 以上

(3) 雪氷熱利用 雪または氷(冷凍機を用いて生産したものを除く)を熱源とするもの  
冷気・冷水の流量を調節する機能を有する雪室・氷室に限る。

(4) 地中熱利用

①暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備に限る。

②ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力 10 kW 以上

(連結方式の場合は、設備全体の合算値)

(5) バイオマス熱利用

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)

①バイオマス依存率 60% 以上

$$\text{バイオマス (燃料) の発熱量の総和} \\ \text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス (燃料) の発熱量の総和}}{\text{総発熱量}} \times 100$$

バイオマス発熱量の総和+非バイオマス発熱量の総和

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\Sigma (An \times Bn)}{\Sigma (An \times Bn) + \Sigma (Cm \times Dm)} \times 100$$
$$\quad \quad \quad n=1,2,3 \dots \quad m=1,2,3 \dots$$

A : バイオマス利用量 ( $\text{k g/h}$ )、複数種の場合は  $n=1,2,3 \dots$  の総和

B : バイオマス低位発熱量 ( $\text{MJ/k g}$ )

C : 非バイオマス利用量 ( $\text{k g/h}$ )

D : 非バイオマス低位発熱量 ( $\text{MJ/k g}$ )、複数種の場合は  $m=1,2,3 \dots$  の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100% とする。

②バイオマスから得られる熱供給能力

0. 40 GJ/h (0.095 Gcal/h) 以上

③バイオマスコーチェネレーション(熱電併給) 設備の場合

発電出力 10 kW 以上

※離島地域及びへき地は、②、③の要件なし

※副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。

常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや  
急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。

※離島地域については、離島振興法で規定する地域。へき地については、過疎地域自立  
促進特別措置法で規定する地域。

#### (6) バイオマス燃料製造

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの  
(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)

(共通) バイオマス依存率 60 % 以上

$$\text{バイオマス (原料) の発熱量の総和}$$
$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\Sigma (En \times Fn)}{\Sigma (En \times Fn) + \Sigma (Gm \times Hm)} \times 100$$
$$\quad \quad \quad n=1,2,3 \dots \quad m=1,2,3 \dots$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\Sigma (En \times Fn)}{\Sigma (En \times Fn) + \Sigma (Gm \times Hm)} \times 100$$
$$\quad \quad \quad n=1,2,3 \dots \quad m=1,2,3 \dots$$

E : バイオマス利用量 ( $\text{Nm}^3/h$  又は  $\text{k g/h}$ )、複数種の場合は  $n=1,2,3 \dots$  の総和

F : バイオマス低位発熱量 ( $\text{MJ/Nm}^3$  又は  $\text{MJ/k g}$ )

G : 非バイオマス利用量 ( $\text{Nm}^3/h$  又は  $\text{k g/h}$ )

H : 非バイオマス低位発熱量 ( $\text{MJ/Nm}^3$  又は  $\text{MJ/k g}$ )、複数種の場合は  $m=1,2,3 \dots$  の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を  
100 % とする。

※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする。

①メタン発酵方式

- ・ガス製造量：100 Nm<sup>3</sup>/日以上
- ・低位発熱量：18.84 MJ/Nm<sup>3</sup> (4,500 kcal/Nm<sup>3</sup>) 以上

②メタン発酵方式以外

- ・製造量：固形化 150 kg/日以上  
液化 100 kg/日以上  
ガス化 450 Nm<sup>3</sup>/日以上
- ・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000 kcal/kg) 以上  
液化 16.75 MJ/kg (4,000 kcal/kg) 以上  
ガス化 4.19 MJ/Nm<sup>3</sup> (1,000 kcal/Nm<sup>3</sup>) 以上

※離島地域及びへき地は、①、②の要件なし。

※製造されたバイオマス燃料は、原則として全量が発電又は熱利用されるものであること。

※離島地域については、離島振興法で規定する地域。へき地については、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域。

【※2】本事業における水素関係設備は以下のとおり。

(1) 水素供給設備…水素供給能力（燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力）が10 Kg/日であること

※燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含み、以下の条件に全て当てはまるものを補助対象とする。

①燃料電池自動車の普及台数（補助事業の完了から1年以内）が、当該地方自治体において少なくとも10台程度あること（販売に関する誓約書等を添付）。また、整備から3年後及び5年後の普及計画が策定されていること。

②燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。

③新設のほか、国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、及び当該設備を転用し、増設・改造する場合にも適用する。

※「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。

(2) 水素集中製造設備（供給先水素供給設備に、水素を集中的に製造及び供給する）

※10設備を上限とする

(3) 液化水素対応設備：オフサイト方式設備のために液体水素を受け入れ供給する

【※3】本事業で対象とする技術開発は以下のとおり。

(1) 補助対象となる技術開発

再生可能エネルギー及び省エネルギーに資する先進的な技術開発であって、その成果によって、エネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業振興等に向けた地域住民等の理解促進に資するものとする技術開発を指す。

## (2) 間接補助

当該補助事業者は、当該技術開発事業に必要な経費のうち、適当と認める経費について、予算の範囲内で、当該間接補助事業を行う民間団体等に対して、当該経費の一部に充てるため、間接補助金（当該補助事業者が各経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下、「各経済産業局長等」と言います。）から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に交付する補助金をいう。以下同じ。）を交付することができる。

## (2) 補助対象経費として計上できない経費

- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したものに関する経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・ その他事業に関係ない経費

## (3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求ることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定期階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納稅義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

※間接補助事業者から交付申請書の提出を受ける場合には、以下事業者の場合も、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定するものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
- ⑦ 申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合

## 11. その他

- (1) 補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。
- (2) 交付決定日よりも前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (3) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般的競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、各経済産業局長等に届け出なければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中心若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (5) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、補助金交付等停止期間中は補助金を交付できないため、間接補助事業者を公募する際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例：経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）、そのために必要な措置を講じてください。

掲載アドレス：[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- (6) 間接補助事業者を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。  
記載例：事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備

品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

実施体制は原則、整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。（6.（5）【実施体制資料の記載例】参照。）

（7）補助事業者は、経済産業大臣または各経済産業局長等が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。

（8）補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を各経済産業局長等に提出しなければなりません。

（9）補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣または各経済産業局長等の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

（10）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従つて効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。

（11）補助事業者は、補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。

ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

（12）補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ります。この検査により、補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

（13）代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

## 12. 問い合わせ先

名称及び担当課	連絡先	管轄する区域
北海道経済産業局	〒060-0808	北海道電力ネットワーク
資源エネルギー環境部	北海道札幌市北区北8条西2丁目	株式会社の供給区域内
電力事業課	札幌第1合同庁舎	

	TEL : 011-709-1755 FAX : 011-726-7474 E-mail : bzl-hokkaido-denryokujigyo@meti.go.jp	
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電源地域振興室	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3-1 仙台合同庁舎B棟 TEL : 022-221-4936 FAX : 022-213-0757 E-mail : bzl-thk-sek@meti.go.jp	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域内
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL : 048-600-0390 E-mail : bzl-kanto-enekou@meti.go.jp	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域内 ※静岡県及び同県内の立地市町村、環境変化の影響を受ける自治体については、中部経済産業局が担当する。
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL : 052-951-2797 FAX : 052-951-0320 E-mail : bzl-qchbpk@meti.go.jp	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域内
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 電力・ガス事業課	〒930-0856 富山県富山市牛島新町 11-7 富山地方合同庁舎 3 階 TEL : 076-432-5589 FAX : 076-443-1012 E-mail : bzl-qtymsk@meti.go.jp	北陸電力送配電株式会社の供給区域内 ※福井県及び同県内の立地市町村、環境変化の影響を受ける自治体については、近畿経済産業局が担当する。
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 TEL : 06-6966-6046 FAX : 06-6966-6091 E-mail : bzl-kin-eneten@meti.go.jp	関西電力送配電株式会社の供給区域内
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 TEL : 082-224-5736 FAX : 082-224-5649 E-mail : bzl-cgk-denji@meti.go.jp	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域内
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 TEL : 087-811-8533 FAX : 087-811-8559 E-mail : bzl-cn-shikoku@meti.go.jp	四国電力送配電株式会社の供給区域内
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 TEL : 092-482-5517 FAX : 092-482-5398 E-mail : bzl-kyushu-eneten@meti.go.jp	九州電力送配電株式会社の供給区域内
資源エネルギー庁	TEL : 03-3501-1873	-

電力・ガス事業部  
原子力立地政策室

E-mail : [bzl-enekou@meti.go.jp](mailto:bzl-enekou@meti.go.jp)

以上

(様式 1 : 全対象事業共通)

受付番号	
※記載不要	

令和 年 月 日

○○経済産業局長 殿

(北陸電力株式会社の供給区域内の場合は、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長 殿)

令和 年度第 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金応募申請書

申請者	団体・組織名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
	応募資格	<input type="checkbox"/> 原子力発電施設がその区域内に立地する道県 <input type="checkbox"/> 原子力発電施設がその区域内に立地する市町村 <input type="checkbox"/> 原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体
	応募事業	<input type="checkbox"/> エネルギー構造高度化等に向けたビジョン策定事業 <input type="checkbox"/> エネルギー構造高度化等に向けた地域の理解を促進するための説明会、勉強会、研究会、見学会、イベント等の実施事業 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発
		※最も当てはまる項目一つへチェックを入れて下さい。

	「原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響」の客観的な根拠及びその影響度合い	※「原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体」として申請する自治体は、当該影響を受ける客観的な根拠及びその影響度合い等を明記してください。
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	
共同申請者 （※1）	団体・組織名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連携企業 （※2）	団体・組織名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	

（※1）複数の道府県および市町村による申請の場合記入

（※2）民間連携事業の申請の場合記入

※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

【地域理解促進事業 ①】「5. 応募資格」を満たしているか。

【技術開発事業 ①】「5. 応募資格」を満たしているか。

(様式2 : 地域理解促進事業)

受付番号	
※記載不要	

令和 年度第 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業提案書

事業名 : (新規／継続) ※

地域共生プラットフォームの活用(有／無)、民間連携事業への応募(有／無)

※関連する事業を、以前にエネ高補助金で実施していれば「継続」を選択してください

1. 事業概要

(1) 事業目的 (100文字以内)

(2) 事業内容 (100文字以内)

(3) 事業効果 (100文字以内)

※2. 事業の実施方法以降の記載内容と重複してもかまいませんので、事業の目的、内容、効果の概要について記載をお願いします。

## 2. 事業の実施方法

### (1) 事業実施地域の状況・環境分析等

※エネルギー構造高度化等に向けた理解を促進する必要のある地域及びエネルギー構造高度化等に向けた理解の促進に資すると見込まれる地域（以下「対象地域」という。）の状況や課題等を具体的に記載してください。

### (2) これまでの取組内容

※実施事業の基礎となる地域の基本計画やビジョン、基本政策等について記載してください。

### (3) 事業計画

#### ① 基本戦略

※地域としてどのようにエネルギー構造高度化等に取り組んでいくのか、どのような地域産業を振興し、どのように雇用を創出し、どのようにエネルギー構造高度化等に向けた理解を進めるのか、全体戦略、ビジョン、目指すべき姿等について具体的に記載ください。

※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

【地域理解促進事業 ③補助目的との適合性】提案内容が「1. 事業の目的・概要」に合致しているか。各地域におけるエネルギー構造高度化等の方針に整合的な内容となっており、地域産業振興等を通じたものとなっているか。

#### ② 本年度の事業計画の内容

##### (イ) 事業目的・計画概要・効果

※本事業の目的や、公募要領の「10. 補助対象経費の計上 （1）補助対象経費の区分」の項目ごとに、具体的な実施方法、内容、事業を実施した場合の期待する効果を具体的に記載してください。特に、実際に行う事業が雇用増や地域産業振興を通じてエネルギー構造高度化等の理解促進にどのようにつながっていくのか、①基本戦略と②本年度の事業計画の内容が十分な整合性を持っているかが分かるよう記載してください。

※地域共生プラットフォームの活用や民間連携事業で応募される場合は、その具体的な内容まで記載下さい。

※エネルギー構造高度化等のための設備等の設置を行う場合は、再生可能エネルギーの種別、出力数を記載してください。

※民間連携枠に応募される場合は、行政単独での事業費（補助対象経費のみ）及び民間との連携による事業費（補助対象経費のみ）の削減率を記載してください（別途、補助対象経費に係る削減率が確認できる書類（見積もり等）の添付が必要です）。

※補助事業者以外の機関が関与する事業の場合は、実施主体・役割分担がわかるように記載してください。また、事業内容の一部を外注・委託等により実施する場合は、「外注費」等による事業内容に加え、それを踏まえて申請者が実施・検討する内容等についても記載ください。

※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

【地域理解促進事業 ②交付対象事業との適合性】提案内容が「3. 事業内容」「6. 補助金交付の要件」に合致しているか。

【地域理解促進事業 ④事業の実施方法、実施スケジュールの妥当性】

【地域理解促進事業 ⑥達成目標及び実施手法等の妥当性】

1：事業の実施方法等

- ・単純な過去事業の踏襲ではなく本事業の成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。

#### （口）定量的な成果目標

①事業終了時点で達成すべき成果目標【必須】

- ・補足事項（目標設定の根拠、参照するデータ等）

②事業終了後、将来的に達成すべき成果目標

- ・補足事項（目標設定の根拠、参照するデータ等）

※定量的な目標値を明記（〇〇までに〇〇を達成等）してください。特に、①については、事業終了後、事業評価報告書提出までの間に達成状況が確認できる成果目標を必ず記載してください。

※事業終了時点で達成すべき成果目標について、事業の性質上定量的な目標を設定し難い場合には、定性的な成果目標を記載ください。その場合、②事業終了後将来的に達成すべき達成指標の欄に、定量的な成果指標を別途記載してください。

※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

【地域理解促進事業 ⑥達成目標及び実施手法等の妥当性】

4：達成目標

- ・定量的な成果目標、成果指標が設定されているか。その目標は妥当か。

#### （ハ）設備の設置から設備処分するまでの収支見通し

※再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備の設置を活用した地域振興事業については必ず記載のこと。

※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

【地域理解促進事業 ⑤収支見通しの検討】

- ・中長期的な収支見通しの検討が実施されているか。

中長期的な収支見通し

	1年目	2年目	...
収 入 合 計			
発電による収入（発電量）			
熱量による収入（熱量）			
支 出 合 計			
運 営 管 理 費			
保 險 料			
撤 去 費 用			
年 間 収 支			
累 積 収 支			

※自治体所有の施設等に発電した電気等を供給する場合は、削減された電気料金等を収入とみなしてください。

※収支見通しの期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和五十三年八月五日通商産業省告示第三六〇号）に基づく各発電施設等の処分期間とします。

### 3. 実施スケジュール（2. の実施計画を月別に記載すること）

※複数年度に渡る計画で事業を行っている場合は、計画期間中の各年度のスケジュールも記載してください。

※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

【地域理解促進事業 ④事業の実施方法、実施スケジュールの妥当性】

項目	開始日	終了日	日数	令和 年度											
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

#### 4. 実施体制

※本事業が採択された場合の事業実施体制について記載し、別添1実施体制図にまとめてください。コンソーシアム形式による応募の場合、他のコンソーシアム参加者を含めて役割が分かるよう記入ください。

また、外注・委託先がある場合は、外注・委託先ごとに、外注・委託を行なう合理的理由、委託等される業務を履行する能力、委託等額、本事業費に占める委託等額の割合等を記載ください。

※「6. 補助金交付の要件（6）民間連携事業」を活用する場合、連携企業の事業への参画方法が分かること（連携企業に対し補助事業者が委託を行うのか、連携企業と共同で申請するのか）記載ください。

※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

##### 【地域理解促進事業 ⑥達成目標及び実施手法等の妥当性】

##### 2：実施体制

- ・本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

(事業管理者)

◇◇市

業務管理者： 部署名 ○○○○○部○○課 役職 氏名 ○○ ○○  
電話 ※※-※※※※-※※※※ (内線)

メールアドレス ※※※※※※※※※

経理責任者： 部署名 ○○○○○部○○課 役職 氏名 ○○ ○○  
電話 ※※-※※※※-※※※※ (内線)

メールアドレス ※※※※※※※※※

○○事務局

- ・コンソーシアム形式による提案の場合は同様に記載。

※業務管理者とは、本業務を遂行する際の責任者です。本業務の遂行を管理し、実施登録員の従事日誌の確認等を行います。

※経理責任者とは、本事業費の使い方を管理する責任者です。経費発生調書の記載、発生経費に係る証拠書類の整理等を行います。

(外注・委託等)

委託先等：

委託等を行う理由：

業務を履行する能力：

委託等の額：

委託額の事業総額に占める割合：

#### 5. 補助事業の収支予算

(1) 収入

( 単位 : 円 )

項 目	金 額
自 己 資 金	
起 債 又 は 借 入 金	
そ の 他	
補 助 金	
合 計	

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位：円)

経費の区分 ※ 1	補助事業に 要する経費 ※事業総額を記 載ください	補助対象経費 ※事業総額のう ち、補助対象経 費として申請可 能な経費の総額 を記載ください。	経費の負担区分	
			補助事業者 ※補助対象経費のうち、 自己負担額（自己資金、 起債又は借入金等）を記 載ください。	補助金交付 申請額
小計				
合計				

※ 1 公募要領「10. 補助対象経費の計上 (1) 補助対象経費の区分」に応じて必要経費を記載してください。

※積算の根拠となる資料を添付してください。（見積もりやパンフレットなど）

※消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記してください。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

※以下の「8. 審査・採択について (2) 審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

【地域理解促進事業 ②交付対象事業との適合性】

- 提案内容が「3. 事業内容」「6. 補助金交付の要件」に合致しているか。

【地域理解促進事業 ⑥達成目標及び実施手法等の妥当性】

3 : 予算計画

- コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積

算が行われているか。※特に民間連携事業については、民間企業との連携による効率化等により補助対象経費等の削減効果が十分に見込まれるか。

(口) 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考※
合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>			(単位：円)	
種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

※可能な範囲で、備考欄へ内容・積算内訳等を記載ください。

例①：委員謝金 1名×2回×20,000円

例②：活動報告会 開催会場費

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

※ 本提案書は採択となった場合、公開することがあります。

受付番号	
※記載不要	

## 令和 年度第 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業提案書

事業名 : (新規／継続) ※

地域共生プラットフォームの活用（有／無）、民間連携事業への応募（有／無）

※関連する事業を、以前にエネ高補助金で実施していれば「継続」を選択してください。

## 1. 事業概要

(1) 事業目的 (100文字以内)

(2) 事業内容 (100文字以内)

(3) 事業効果 (100文字以内)

※2. 技術開発内容 以降の記載内容と重複してもかまいませんので、事業の目的、内容、効果の概要について記載をお願いします。

## 2. 技術開発内容

## (1) 技術開発の内容

※補助対象となる技術開発の内容について、具体的かつ詳細に記載してください。

※以下の「8. 審査・採択について (2) 審査基準」を満たすことがわかるよう具体的に記載ください。

## 【技術開発事業 ②交付対象事業との適合性】

- 提案内容が「3. 事業内容」「6. 補助金交付の要件」に合致しているか。

## 【技術開発事業 ③補助目的との適合性】

- 新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方法を改善する事業の創出に資する技術の開発であるか。（新規性・先進性）
- その技術によって、地域のエネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業振興等に資するものであるか。（有益性）

## &lt;継続事業の場合&gt;

→最終目標の達成に向け、過去の成果を十分に踏まえた計画が立てられており、継続して事業を実施することが妥当であると認められるか。（継続性）

(2) 技術開発期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(3) 技術開発の成果目標、中長期的な波及効果	
①技術開発の成 果目標	<p>※技術開発により得られる直接的な雇用創出、売上増等の定量的な目標・成果（〇〇年度等、時点を明記して下さい）を具体的に記載した上で、当該成果がエネルギー構造の高度化等にどのように寄与するのか記載してください。</p> <p>（例：本技術開発により〇〇人の研究員の新規雇用、製品化による売上増は〇〇億円が見込まれる）</p> <p>※事業終了後、事業評価報告書提出までの間に達成状況が確認できる成果目標を必ず記載してください。上記の間に達成状況の確認ができない場合には、別途確認可能な目標についても設定してください。</p> <p>※継続事業の場合は、これまでの取組と達成した定量的な成果も記載して下さい。</p> <p>※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。</p> <p>【技術開発事業 ④達成目標及び手段の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 達成目標、実施計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術開発の達成目標が具体的かつ明確に設定されているか。（達成目標の明示）</li> <li>・目標達成度の測定方法（実証実験等）の妥当性</li> </ul> </li> <li>3. 予算計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・達成目標と比較して、費用対効果が適切であるか。</li> </ul> </li> </ul>
②成果の中長期 的な波及性	<p>※技術開発成果の活用により、中長期的にどのような波及効果が期待できるか、具体的な根拠と共に記載してください。</p> <p>（例：本技術の活用により〇〇部材が〇〇%省エネ化されることで、全世界の自動車の燃費が〇〇%向上。シェア〇〇%を得ることで売上〇〇億円増、〇〇地域での新規雇用〇〇人増となることが期待される。）</p> <p>※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。</p> <p>【技術開発事業 ⑤研究成果の波及性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があるか。または開発される技術が、幅広く普及・拡大する可能性があるか。</li> <li>・成果の活用・展開に向けた戦略的な取組が行われているか。または、その計画が具体的に立てられているか。</li> </ul>

### 3. 実施計画・スケジュール（1. (2) の技術開発期間を月別に記載すること）

※ 複数年度に渡る計画で事業を行っている場合は、計画期間中の各年度のスケジュールも記載してください。

※以下の「8. 審査・採択について (2) 審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

#### 【技術開発事業 ④達成目標及び手段の妥当性】

##### 1. 達成目標、実施計画

- ・技術開発の達成目標が具体的かつ明確に設定されているか。（達成目標の明示）
- ・目標達成度の測定方法（実証実験等）の妥当性

項目	開始日	終了日	日数	令和 年度											
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

#### 4. 技術開発の実施体制

※本事業が採択された場合の事業実施体制について記載し、別添1実施体制図にまとめてください。コンソーシアム形式による応募の場合、他のコンソーシアム参加者を含めて役割が分かるよう記入ください。

また、間接補助先・外注・委託先がある場合は、間接補助先・外注・委託先ごとに、委託等を行なう合理的理由、委託等される業務を履行する能力、委託等額、本事業費に占める委託等額の割合等を記載ください。

※以下の「8. 審査・採択について（2）審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

##### 【技術開発事業 ④達成目標及び手段の妥当性】

##### 2. 実施体制

- ・十分な研究設備、研究人材の確保、研究管理能力があるか。

(技術開発管理者)

◇◇市

業務管理者： 部署名 ○○○○○部○○課 役職 氏名 ○○ ○○

電話 ※※-※※※※-※※※※ (内線)

メールアドレス ※※※※※※※※※※

経理責任者： 部署名 ○○○○○部○○課 役職 氏名 ○○ ○○

電話 ※※-※※※※-※※※※ (内線)

メールアドレス ※※※※※※※※※※

○○事務局

- ・コンソーシアム形式による提案の場合は同様に記載。

※業務管理者とは、本業務を遂行する際の責任者です。本業務の遂行を管理し、実施登録員の従事日誌の確認等を行います。

※経理責任者とは、本事業費の使い方を管理する責任者です。経費発生調書の記載、発生経費に係る証拠書類の整理等を行います。

(間接補助・外注・委託)

補助・委託先等：

補助・委託等を行う理由：

業務を履行する能力：

補助・委託等の額：

補助・委託額の事業総額に占める割合：

5. 補助事業の収支予算（単位：円）

(1) 収入

( 単位 : 円 )

項 目	金 額
自 己 資 金	
起 債 又 は 借 入 金	
そ の 他	
補 助 金	
合 計	

## (2) 支出

※公募要領「10. 補助対象経費の計上 (1) 補助対象経費の区分」に応じて必要経費を記載してください。

※積算の根拠となる資料を添付してください。(見積もりやパンフレットなど)

※ 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記してください。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

※以下の「8. 審査・採択について (2) 審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

### 【技術開発事業 ⑥補助対象経費の内容・額の適正性】

- ・補助対象経費の内容及び額が適正であるか。

### (イ) 総括表

(単位：円)

経費の区分 ※ 1	補助事業に 要する経費 ※事業総額を記 載ください	補助対象経費 ※事業総額のう ち、補助対象経 費として申請可 能な経費の総額 を記載ください	経費の負担区分	
			補助事業者 ※補助対象経費のうち、 自己負担額（自己資金、 起債又は借入金等）を記 載ください。	補助金交付 申請額
小計				
合計				

※1 公募要領「10. 補助対象経費の計上 (1) 補助対象経費の区分」に応じて必要経費を記載してください。

(口) 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

<〇〇費>			(単位：円)	
種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>			(単位：円)	
種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>			(単位：円)	
種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>			(単位：円)	
種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>			(単位：円)	
種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

※可能な範囲で、備考欄へ内容・積算内訳等を記載ください。

例①：委員謝金 1名×2回×20,000円

例②：活動報告会 開催会場費

※ 本提案書は採択となった場合、公開することがあります。

(様式 4)

## 委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書

1. 事業名：令和 年度第 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金
2. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を含む）  
内容
3. 本事業における委託・外注費率  
委託・外注費（注）の契約金額（見込み）の総額÷業務管理費における補助金申請額の総額×100により算出した率  
(注)「委託・外注費」：補助事業事務処理マニュアル上の「I. 経理処理のてびき」<主な対象経費項目及びその定義>に記載の経費項目である「II 事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、III 委託・外注費」に計上される総額経費  
※「II 事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。  
(注) 委託・外注費の契約金額は、(様式 1) 4. 補助金申請額における金額に合わせること。税込み100万円未満の取引も算入する。)

%

### 4. 委託先、外注先及び契約金額等

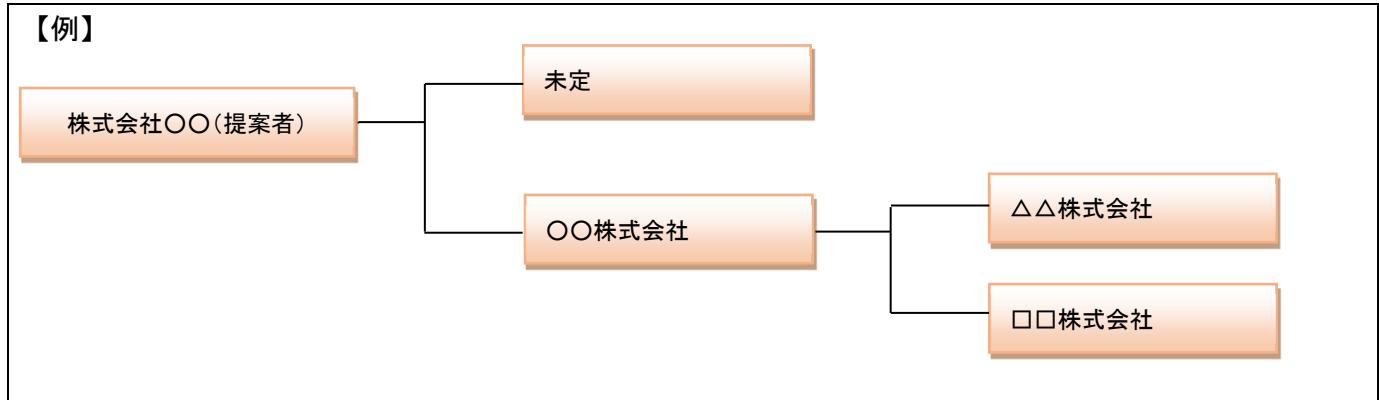
※グループ企業（補助事業事務処理マニュアル34ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることを選定理由とすることは認められません。

※委託先、再委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、委託先、外注先ごとの3. の割合

委託先名	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [委託先]	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・・
【例】○○（株） [委託先]	20,000,000	40.0%	○○	コールセンター
【例】△△（株） [再委託先]	2,000,000	—	○○	・・・・
【例】□□（株） [再委託先]	800,000	—	○○	・・・・

## 5. 実施体制図



## 6. 委託、外注が必要である理由及び選定理由

(様式 5 : 全対象事業共通)

令和 年度第 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業評価報告書

補助事業名		
補助事業者名		
補助事業の概要		
総事業費		
補助金充当額		
事業終了時点で達成すべき成果目標【必須】 (提案書から転記)		
事業終了時点で達成すべき成果目標の達成状況【必須】		
事業終了後、将来的に達成すべき成果目標【任意】 (提案書から転記)		
事業終了後、将来的に達成すべき成果目標の達成状況【任意】		
補助事業の実施に伴い締結された売買、貸借、請負その他の契約 (※技術開発事業のみ：間接補助を行った場合は、間接補助先を記載)	契約(間接補助)の目的	
	契約の方法	
	契約の相手方(間接補助先)	
	契約金額(間接補助金額)	
来年度以降の事業見通し		

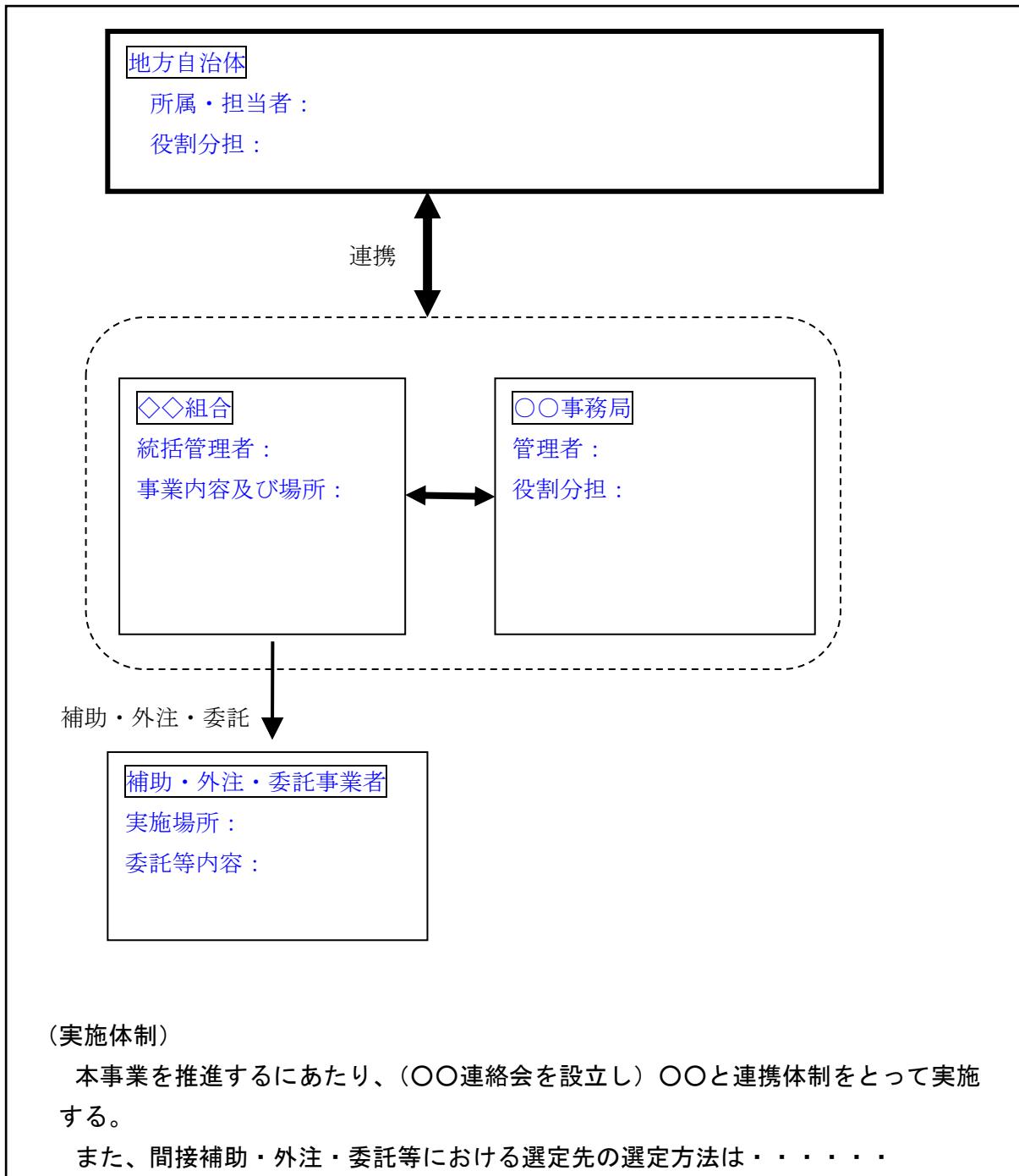
(備考)

- 1 事業完了した日から 3ヶ月以内の提出をお願いします。
- 2 事業終了時点で達成すべき成果目標の欄、事業終了後、後年度で達成すべき成果目標には、それぞれ、補助金応募申請書提出時に設定した、「①事業終了時点で達成すべき成果目標」、「②事業終了後、後年度で達成すべき成果目標」の記載を転記すること。

- 3 事業終了時点で達成すべき成果目標の達成状況、事業終了後、後年度で達成すべき成果目標の達成状況の記載については、それぞれに対応する形で、成果目標の達成状況及び達成状況についての評価を記載すること。
- 4 契約の方法の欄には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載すること。間接補助を行った場合は、記載不要。
- 5 来年度以降の事業見通しの欄は、本事業に来年度以降も補助金を充当しようとする場合のみ記載。

(記載例)

## 「〇〇〇〇〇事業」実施体制



(実施体制)

本事業を推進するにあたり、(〇〇連絡会を設立し) 〇〇と連携体制をとって実施する。

また、間接補助・外注・委託等における選定先の選定方法は・・・・・・

※以下の「8. 審査・採択について (2) 審査基準」を満たすことがわかるように具体的に記載ください。

【地域理解促進事業 ⑥達成目標及び実施手法等の妥当性】

2. 実施体制

- ・本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

【技術開発事業 ④達成目標及び手段の妥当性】

2. 実施体制

- ・十分な研究設備、研究人材の確保、研究管理能力があるか。